
プロジェクト	後発事象に関する会計基準の開発
項目	第 565 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 565 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 9 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

後発事象に関する会計基準の文案

2. 後発事象に関する会計基準（以下「後発事象会計基準」という。）の BC22 項の「承認者」の用語について、「承認した機関又は個人（以下「承認者」という。）」と定義を置くなど機関も含まれることを明確にしてはどうか。
3. 第 564 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応について、後発事象会計基準の BC16 項に記載している「財務諸表の公表の承認日」に関する説明を用語の定義としないこととした事務局提案に賛同する。

後発事象に関する会計基準の適用指針の文案

4. 後発事象に関する会計基準の適用指針の BC9 項において、特例的な取扱いについて抜本的な見直しを行うか否かについては会計基準の公表後に検討を行うこととしたとの記載があるが、公開草案に寄せられたコメントに対応して見直しの検討の時期等について議論を行ったため、その際に整理した内容を追記することを検討していただきたい。

公表にあたっての文案

5. 「本補足文書の概要」において、「開示後発事象の例示及び開示内容の例示の内容」との記載があるが、文末の「の内容」は削除するのが良いと考える。

適用時期

6. 概ね 1 年間の準備期間を設けて 2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する事務局提案に賛同する。

公開草案を再度公表する必要性の有無

7. 公開草案からの変更点は、建付けの大きな変更や考え方の変更ではないため、公開草案を再度公表する必要性はないとする事務局提案に賛同する。

以 上